様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　８年　６月２４日

茨城県知事　　大井川　和彦　殿

提出者
住　　所　茨城県古河市下辺見１３３６番地２
氏　　名　株式会社積水化成品関東
代表取締役社長　　田中　宏征
電話番号　０２８０－３２－２４１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社積水化成品関東
事業場の所在地	茨城県古河市下辺見１３３６番地２
計画期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業（２０３７）
②事業の規模	前年度の製品出荷額　９，０２１百万円
③従業員数	１６５人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１の通り

（日本工業規格Ａ列４番）

茨城県
令－8.6.26
県西県民センター
受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙２の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（　令和７年度　）実績】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	汚泥	木くず	金属くず	燃え殻	ばいじん	ｶﾞﾗｽくず
排　出　量	1,024.8t	170.4t	44.3t	13.4t	2.2t	0.4t	0.4t

（これまでに実施した取組）
廃プラスチックの自社処理施設内での再生原料化処理量の増量推進。
産業廃棄物の種類ごとの置場設定と表示の維持管理。
廃プラスチックの有価物化の推進。
老朽化と維持管理費用及び焼却に伴うＣＯ２排出削減のため自社内焼却設備を休止した。それ以前に発生し残存していた燃え殻及びばいじんを令和７年度中に全て処理した。それにより令和８年度以降、燃え殻及びばいじんは発生しない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	汚泥	木くず	金属くず	ｶﾞﾗｽくず
排　出　量	1,020.0t	160.0t	30.0t	10.0t	0.3t

（今後実施する予定の取組）
廃プラスチックについての分別の細分化と自社内再生原料化処理施設内での稼動及び処理の向上並びに有価物化の推進。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
廃プラスチック、汚泥、木くず（廃パレット）、金属くず等の種類ごとの置場設定と表示による分別の維持管理

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
廃プラスチック、汚泥、木くず（廃パレット）、金属くず等の種類ごとの置場設定と表示による分別の維持管理

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　令和７年度　）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	—
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	７８１．７ｔ	—

（これまでに実施した取組）
生産現場から発生した不良発泡プラスチック製品、廃プラスチックを自社内再生工場にて再生原料化する処理を行っており、再生工場内の設備一部改良等を実施して、稼動向上と廃プラスチック類の再生原料化処理量の増量を進めた。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	—
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	７８７．０ｔ	—

（今後実施する予定の取組）
自社内再生工場の設備一部改良等を実施して、稼動向上を進め、廃プラスチック類の再生原料化処理量の増量を推進していく。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　令和７年度　）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	—
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	０．０ｔ	—
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	０．０ｔ	—

（これまでに実施した取組）
自社内焼却設備の老朽化と維持管理費用及び焼却に伴うＣＯ２排出の削減のため焼却設備を休止して稼働を停止した。従来焼却していた廃プラスチックについては、今後自社内再生工場と外部処分業者へと振り分けて処理を行っている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	—
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—	—

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（　令和７年度　）実績】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	汚泥	木くず	金属くず	燃え殻	ばいじん	ｶﾞﾗｽくず
全処理委託量	243.1t	170.4t	44.3t	13.4t	2.2t	0.4t	0.4t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	243.1t	170.4t	44.3t	13.4t	2.2t	0.4	0.4t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t

①　現状

（これまでに実施した取組）

場内からの廃棄物廃プラスチックについて、自社内の再生原料化工場での処理、焼却施設での処理、外部産廃処理業者への処理委託等、処理ごとに分別化し、置場設定、表示を行っている。

木くずに関しては、場内で使用するパレットの耐久性を上げるため、木材からプラスチックへの材料の転換を進め木くず発生量の削減に取組んでいる。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	汚泥	木くず	金属くず	ｶﾞﾗｽくず
全処理委託量	233.0t	160.0t	30.0t	10.0t	0.3t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	233.0t	160.0t	30.0t	10.0t	0.3t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）

自社内再生処理工場の設備一部改良により従来外部産廃業者委託処理であった廃プラスチックを再生原料処理して処理量を増加することにより、総体的には廃プラスチックの外部産廃業者への委託処理量の削減を推進していく。それとともに従来より取り組んでいる生産技術の向上と生産設備の改良等により生産現場からの廃プラスチック発生量の削減を継続していく。

※事務処理欄

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

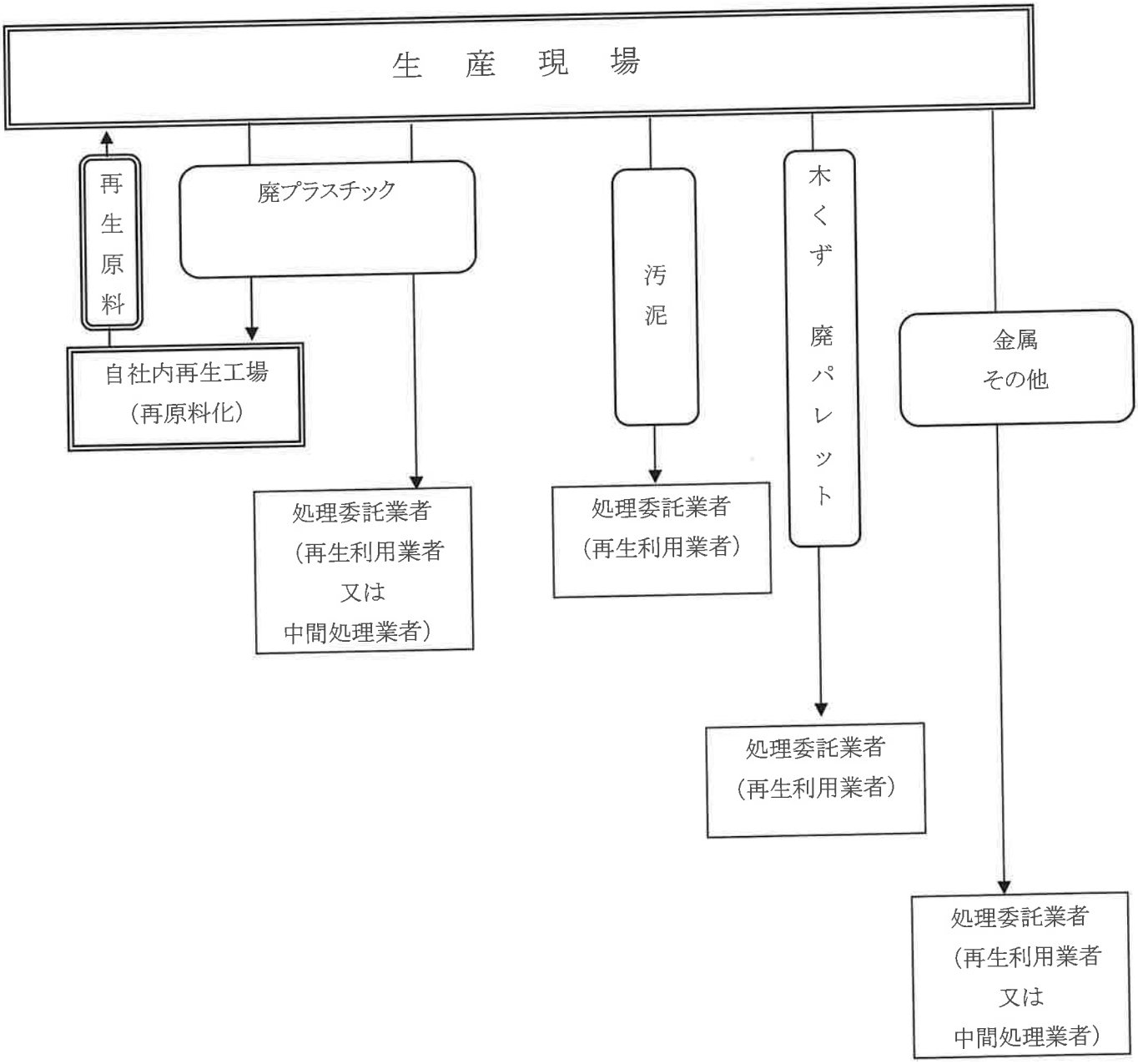
5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

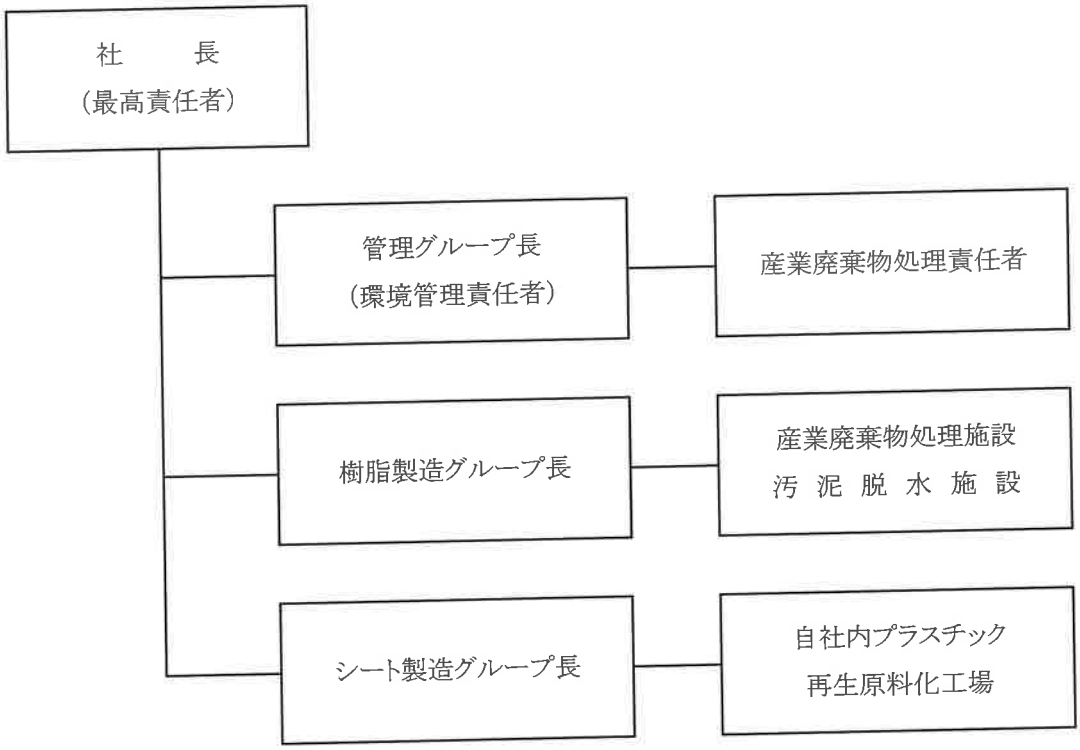
（別紙１）

産業廃棄物の一連の処理の工程



（別紙2）

管　理　体　制　図


社　　長
（最高責任者）
管理グループ長
（環境管理責任者）
産業廃棄物処理責任者
樹脂製造グループ長
産業廃棄物処理施設
汚　泥　脱　水　施　設
シート製造グループ長
自社内プラスチック
再生原料化工場